

市第 168 号議案

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を次のように変更する。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（平成22年 3 月 26 日議決）の一部を次のように変更する。

第 3 項中「平成27年 3 月 31 日」を「平成28年 3 月 31 日」に改める。

提 案 理 由

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について取扱期間を変更したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 5 項後段において準用する同条第 3 項の規定により提案する。

**参 考**

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（抜粋）

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{変更案}}{\text{現行}} \right)$

3 取扱期間

平成 22 年 4 月 1 日から  $\frac{\text{平成 28 年 3 月 31 日}}{\text{平成 27 年 3 月 31 日}}$  まで

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 4 項省略）

- 5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第 1 項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。